平成２８年（フ）第５４９号
名古屋市南区三吉町２丁目84番地の１　三吉住宅１棟111号、従前の住所名古屋市南区鳴浜町１丁目７番地
債務者　居酒屋ゆきこと　星山　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９号
愛知県岡崎市明大寺町字耳取87番地、前住所愛知県岡崎市大門４丁目16番地15　キングスコート大門403
債務者　宮地　　武
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９４８号
大阪市東住吉区鷹合３丁目18番10号、前住所大阪市住之江区南港中３丁目８番23―109号
債務者　志手　照美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８号
愛知県一宮市浅井町大日比野字蛹野９番地
債務者　速水　洋義
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　弘泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４７４号
埼玉県新座市片山３丁目５番25号
債務者　篠崎　貞子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
長崎県長崎市本尾町31番１―703号
債務者　倉田佐百合
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
鹿児島県霧島市溝辺町崎森2124番地
債務者　**徳**冨　正美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
埼玉県深谷市伊勢方325番地
債務者　亀山　哲夫
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１３号
愛知県豊田市京ケ峰２丁目１番地　市営Ａ１―46号
債務者　安ケ平珠理こと　ヤスガヒラ　ジュリー　ガウイラン
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
北海道旭川市春光台５条２丁目５番15号　グループハウス春の丘
債務者　中屋　和子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０４号
埼玉県行田市本丸１番13号　グループホーム本丸、破産申立時の住所埼玉県行田市西新町１番地42
債務者　飯田　　健
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９６３号
横浜市青葉区しらとり台48番地９　テラスしらとり台111号　伏見方、旧住所横浜市青葉区市ケ尾町1169番地７　野村ステイツ市ケ尾504号
債務者　榎本　幸春
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１７２号
千葉県野田市木間ケ瀬5738番地
債務者　逆井　孝枝
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２３９号
千葉県松戸市五香６丁目28番地の14
債務者　藤村　　学
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２５０号
千葉県野田市七光台224番地の10　メルシープラザⅠ202
債務者　平野真由美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２９号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野472番地97フォーブルトモ201号
債務者　田中　清孝
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部